

平成25年度における検討事項について

平成25年度は、東京都福祉サービス評価推進機構において、次の事項について検討する。

(1) 共通評価項目の策定等について

- ① 障害児通所支援サービスの共通評価項目の再編成・見直し
- ② 児童自立支援施設の共通評価項目の策定
- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの国通知発出に伴う検証

(2) 利用者調査の見直しについて

(3) その他の検討事項

(1) 共通評価項目の策定等について

- ① 障害児通所支援サービスの共通評価項目の再編成・見直し

障害児通所支援において、法改正等を反映した第三者評価におけるサービス種別の再編成、共通評価項目の見直しを行う。

通所支援については、基準省令上の経過措置が3年、入所支援については6年であることを踏まえ、平成25年度は、先行して通所支援サービスの検討を実施する。

(福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス)

- ② 児童自立支援施設の共通評価項目の策定

社会的養護関係施設の第三者評価の義務化に対応するため、児童自立支援施設の共通評価項目を策定する。

平成25年度：児童自立支援ワーキングを設置して検討

平成26年4月：評価開始

- ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの国通知発出に伴う検証

国の外部評価に係る通知（今後発出される予定）の「実施回数の緩和」の要件となる項目の有無等を確認の上、必要な見直しを行う。

平成25年4月：平成24年度で策定した上記2サービスの共通評価項目で評価開始

平成26年度：国通知に伴う検証後の共通評価項目で評価実施

(2) 利用者調査の見直しについて

① 利用者調査の共通評価項目及び評価手法の見直しについて

各分野ごとに、調査の目的やサービス種別ごとの利用者の実態に合ったものとなるよう検討を行う。

ア 全サービス種別の共通部分について、項目数を減らすことを含めた整理を行う。

イ サービス種別によって異なる部分については、順次行っている事業評価の共通評価項目の見直しと併せて検討する。

ウ その他、利用者調査の調査方法を検証し、評価手法について必要な検討を行う。

② 利用者調査に関する研修の構築

利用者調査についての実践的な研修体制を構築するため、具体的実施方法、テキスト等について検討する。

(3) その他の検討事項

その他、福祉サービス第三者評価システムを改善するために必要な事項について検討する。